相手国際機関 名 称 援助の目的及び内容 間等の限度額 署名占 署名占 音示日 (注1) モルディブ共和国政府に対する経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 (注2) (注3) (注3) (注4) (注2) (注3) モルディブ共和国政府に対する経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 贈与の供与期限 (注3) (注3) (注4) (注2) (注3) モルディブ共和国政府とモル 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 公文 500,000千円 アイブ共和国政府との間の交換 の贈与 (同日) モルディブ側 ドゥニャ・150号
名 称 援助の目的及び内容 環身の膜膜鏡× 着名は
接助の目的及び内容 調争の限度額 署名地 議事与額 署名地 (論与額 署名地 (主3) 署名地 (注3) 署名 者 告示署 (注3) に対する 経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 所とモル 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与 500,000千円 の交換の贈与 127.4.7 日本側 租信仁在モルディ (同日) モルディブ側 ドゥニャ・ マウムーン外務大臣 120号
接助の目的及び内容
明 の 目 的 及 び 内 容
5 0 目 的 及 び 内 容 は贈与額 響名出 響名出
日 的 及 び 内 容 は贈与の陳茂領X 智名は 智名は 信示日 は贈与の供与期限 (物)統(1) (注3) (注3) (注3) (注3) (注4) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17
9 及 び 内 容 は贈与の帳医鏡 署名は 署名は 日本圏 日本圏 (注2) (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (表務を購入するための資金 500,000千円 マレで ブ大使 127.4.7 日本側 租信仁在モルディ 127.5.1 (表務を購入するための資金 500,000千円 マレで エルディブ側 ドゥニャ・ 150号 (方と) マウムーン外務大臣 150号
版 び 内 容 間等り膜皮鏡 番名日 音示用 は贈与額 器名店 器名店 告示番 第5の供与期限 (効が注3) (注3) るため、両政府の関係を離入するための資金 500,000千円 マレで ブ大使 H27.4.7 日本側 租信仁在モルディ を購入するための資金 500,000千円 マレで ブ大使 H27.5.1 マウムーン外務大臣 150号
ボ 内 容 は贈与額 は贈与額 関与の供与期限 (注2) 署名由 (注3) 署名由 (注3) 署名由 (注3) 署名由 (注3) 署名由 (注3) 日本側 利信仁在モルディ ブ大使 モルディブ側 ドゥニャ・ 150号
2 日本の 2
2 は贈与の帳 医領 X
第与額 第与額 第与額 (本) 署名比 署名比 (法) 署名比 署名比 (注) 書名 (注) 音示冊 (注) 「在2) (注3) 日本側 租信仁在モルディ ブ大使 モルディブ側 ドゥニャ・ (同日) H27.5.1 マウムーン外務大臣
2 日 日示田 # 2 日 日示番 # 3 日本側 相信仁在モルディ 127.4.7 日本側 相信仁在モルディ レで ブ大使 150号 マウムーン外務大臣 150号
語 名 者 告示日 (注: 本側 粗信仁在モルディ ブ大使 ルディブ側 ドゥニャ・ 150号
名 者 告示 番 (注)
音 音示 日
示田 (注) (注) 150号

(注4)	(注3)	(注2)	(注1)
告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。	目付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。	贈与の供与期限について定めのないものは、	国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。